

令和6年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目次	1
第1号(4月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○報告第2号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更に関する 専決処分に係る報告について	7
○報告第3号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に関する専 決処分に係る報告について	8
○報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告につ いて	10
○報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第14号)の専決処分に係 る報告について	11
○報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) の専決処分に係る報告について	18
○報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専 決処分に係る報告について	21
○報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	24
○報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る	

	報告について	2 4
○報告第 1 0 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○報告第 1 1 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○報告第 1 2 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○報告第 1 3 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○報告第 1 4 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○報告第 1 5 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	2 4
○議案第 5 7 号	令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について	3 1
○散 会	4 3
○署 名	4 5

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 4 月会議

1. 報告第 2 号 町道谷地線交通安全施設整備その 1 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第 3 号 町道島線交通安全施設整備その 4 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第 4 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
4. 報告第 5 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分に係る報告について
5. 報告第 6 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
6. 報告第 7 号 令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
7. 報告第 8 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
8. 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
9. 報告第 1 0 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 1 0. 報告第 1 1 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 1 1. 報告第 1 2 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 1 2. 報告第 1 3 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 1 3. 報告第 1 4 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 1 4. 報告第 1 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

15. 議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

令和6年矢巾町議会定例会4月会議議事日程（第1号）

令和6年4月26日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 2号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 3号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 8 報告第 7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 9 報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第10 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第11 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第12 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第13 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第14 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第15 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告
について

第16 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告
について

第17 議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉岡 律司 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	花立 孝美 君	税務課長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中 館和 昭 君	福祉課長	野中 伸悦 君
健康長寿課長	田口 征寛 君	こども家庭 課長	村松 徹 君

産業観光課長 村井秀吉君

道路住宅課長 水沼秀之君

教 育 長 菊池広親君

学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長
高橋雅明君

文化スポーツ
課 長 高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

議会事務局長
補 佐 千葉欣江君

主 事 渋田稀結君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより4月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

14番 村 松 信 一 議員

15番 昆 秀 一 議員

16番 赤 丸 秀 雄 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月22日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、報告第2号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請

負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

令和5年7月10日にご可決を賜りました町道谷地線交通安全施設整備その1工事につきましては、百万石建設株式会社代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、その後工事はおおむね当初の契約のとおり推移しておりますが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査の結果、側溝延長を伸ばす必要が生じたことから工事費が増額になったものであります。

これらのことから、本年1月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき専決処分により、工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額6,270万円を60万3,900円増額し、変更後の契約金額を総額で6,330万3,900円とするものであります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更
に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第3号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に
関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

令和5年8月3日にご可決を賜りました町道島線交通安全施設整備その4工事につきましては、株式会社佐々木組、代表取締役社長、佐々木和久と工事請負契約を締結し、その後工事はおおむね当初の契約のとおり推移しておりますが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査及び隣接する農地の所有者との調整により、農地への乗り入れ口を増やしたことから工事費が増額になったものであります。

これらのことから、本年2月15日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき専決処分により、工事の変更契約を行ったものであり、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額5,500万円を17万4,900円増額し、変更後の契約金額を総額で5,517万4,900円とするものであります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 島線ですけれども、当初の予定より随分遅れているような気がするのですけれども、一番最初の予定によって、この変更によって工期というのはどうなのでしょう、いつまでになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

島線は、令和4年から令和6年までの施工を当初より計画して実施しておりまして、計画自体が全体的に後ろにずれているというわけではございません。今度は、最後に中央1号線とのすりつけ部分の舗装を完了いたしまして、それで完成となる予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） いつまで。水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 舗装工事の完了は、10月上旬を予定してございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和6年度税制改正の大綱に基づき、地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税及び国民健康保険税等に係る所要の改正を行うものであります。

その改正内容の主な内容であります。個人町民税につきましては、主に令和6年度に実施する特別税額控除、いわゆる定額減税について控除の時期や方法などを定めるものであります。

次に、固定資産税につきましては、宅地や農地等に係る税負担の負担調整措置を3年間延長し、令和8年度までとするものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額について、現行の22万円を24万円に改めるとともに、低所得世帯に係る保険料の軽減判定に用いる世帯内の被保険者数に乗じる所得額を5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ改めるものであります。

以上、今回の改正対象税目についての主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を

改正する省令が3月30日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから矢巾町税条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したもので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、14款国庫支出金及び15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額をし、21款町債について、歳出事業費等の確定に伴い減額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、歳入の確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、3款民生費の重度心身障害者医療費助成事業、妊産婦医療費助成事業、7款商工費の中小企業支援事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億161万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億936万8,000円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、2款総務費及び4款衛生費については追加補正、2款

総務費及び3款民生費について減額補正するものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細について説明いたします。

それでは、6ページにお進みください。6ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。追加及び変更となります。まず追加ですが、款、項、事業名、金額の順でご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、公共交通事業37万7,000円。

4款衛生費、2項環境衛生費、重点対策加速化事業325万円。公共交通事業は、公共交通マップの更新に係るもので、路線変更に伴う事業者との調整により繰越しが必要となったものです。重点対策加速化事業は、交付決定済みの事業者向け間接補助事業につきまして、一部事業が年度内に完了しないことにより繰越しを行うものです。

変更分につきましては、款、項、事業名、補正前、補正後の金額の順で説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、財産購入事業90万円、28万円。

3款民生費、1項社会福祉費、保健福祉交流センター維持補修事業223万6,000円、181万5,000円。いずれも事業費の確定に伴う繰越額の変更となります。

7ページにお進みいただきまして、第3表、債務負担行為補正です。変更となります。小規模小口資金保証料補給の期間を令和5年度から令和9年度までとしていたものを令和5年度から令和11年度までとする期間の延長に伴う変更となります。

8ページにお進みいただきまして、第4表、地方債補正です。変更となります。変更理由につきましては、事業費が確定したことにより限度額を減額する内容となります。起債の目的は、道路整備事業、補正前限度額2億5,980万円、補正後限度額2億4,840万円、以下同様に説明いたします。史跡公園建設事業、補正前1,700万円、補正後1,690万円。小学校施設整備事業、補正前740万円、補正後680万円。

次に、事項別明細によりご説明いたします。15ページをお開き願います。歳入補正となります。款、項、項の補正額の順で主なものをご説明いたします。なお、今回の補正は、項目

が多くなっておりますが、全て13号補正以降に額が確定したものについて精算を行うものです。

歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税143万3,000円の減。揮発油税、ガソリンの数量に課税した金額を原資といたしまして、市町村の道路延長と面積等に応じて国から譲与されるものですが、国の地方財政計画から増減率を推計しておりまして、推計額を上回ったため、その差異を補正するもの。

同じく2項自動車重量譲与税687万3,000円、車検のときに課税される自動車重量税の市町村譲与分で地方財政計画において示された数値を基に予算計上していましたが、今回の精算でその差異を補正するものです。

3款利子割交付金、1項利子割交付金13万7,000円の減、利子課税の20%が国税である所得税の15%と県民税である利子割5%として徴収されますが、利子割の一部が個人県民税の収納率の割合で県から市町村に交付されるものです。過去の実績により推計をしておりまして、精算に係る補正となります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金135万5,000円の減、上場株式の配当に係る税の一部を県が個人県民税の額に応じて市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしておりまして、精算に係る補正となります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金431万9,000円、個人が納めた株式等譲渡所得割額の一部を県が一定の基準に基づいて株式譲渡所得割交付金として市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしておりまして、精算に係る補正となります。

16ページに参りまして、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金1,498万8,000円、県税である法人事業税の一部を県が市町村の法人市町村民税、法人税割の額に応じて市町村に交付するものです。過去の実績によりまして推計をしておりまして、精算に係る補正となります。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金272万9,000円、県の試算見込額をベースに当初計上していましたが、県に納付された環境性能割が予想以上に多かったことから、市町村交付金が増となったものです。

9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金65万円、固定資産税の減収分に対応した交付金の精算分となります。

10款地方交付税、1項地方交付税8,828万7,000円、特別交付税の増ですが、除排雪の対策経費、有害鳥獣対策に要する経費などに伴う財政措置となります。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金58万8,000円の減、交通事故の激増に対処して交通安全対策事業の推進に充てるため、道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、過去の実績により推計をしております、精算に係る補正となります。

17ページに参りまして、12款分担金及び負担金、1項負担金9万6,000円の減、子育て短期支援事業費負担金の精算による減となります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,849万1,000円、保育所運営費交付金過年度精算金1,831万8,000円は、令和3年度分及び令和4年度分の国庫負担金の精算分となります。

下に参りまして、同じく2項国庫補助金は、主なものといたしまして、1目総務費国庫補助のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が事業完了に伴い440万2,000円の増。2目に参りまして、民生費国庫補助金のうち地域生活支援等事業費補助金が事業費確定に伴う546万2,000円の減。子ども・子育て支援交付金も同様に事業費確定に伴い533万6,000円の減となっております。18ページに参りまして、4目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金345万4,000円が除雪費用に対する国の補助金の増となります。項の合計は431万6,000円の減となります。

同じく3項委託金52万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、19ページに参りまして、保育所運営費負担金過年度精算金778万9,000円は、国庫負担金同様運営費の精算に伴うものとなります。項の合計は771万円となります。

同じく2項県補助金ですが、1目総務費県補助金の地域経営推進費補助金109万2,000円の増は、勤労福祉センター内のトイレの洋式化事業の完了に伴う増となります。2目民生費県補助金については、1節社会福祉費補助金において、重度心身障害者医療費助成事業補助金が事業費確定により207万6,000円の減。2節障害福祉費補助金では、地域生活支援事業費補助金も事業費確定により273万4,000円の減となります。

20ページに参りまして、5節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が400万8,000円の減、保育対策総合支援事業費補助金が411万7,000円の減、いわて子育て応援保育料無償化事業補助金が226万8,000円の減、いずれも事業費確定に伴う減となっております。6節母子福祉費補助金では、いずれも医療費助成事業の事業費確定に伴う減となっております。4目農林水産業費県補助金では、森林病虫害等駆除補助金が事業費確定に伴い107万4,000円増となっております。項の補正額の合計は2,467万6,000円の減となります。

下のほうに参りまして、同じく3項委託金、21ページに参りまして、主なものは昨年9月に行われた岩手県知事及び岩手県議会議員選挙委託金確定に伴う160万8,000円の増となります。項の合計は173万9,000円となります。

21款町債、1項町債1,210万円の減、地方債補正でご説明したとおり、事業費がそれぞれ確定したことによる増減となっております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。25ページにお進み願います。歳出補正につきましても、13号補正以降に額が確定したのものについての精算を行うものです。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で説明いたします。

歳出。2款総務費、1項総務管理費1億3,285万7,000円。主なものは、財政調整基金積立事業の増1億3,396万9,000円となります。これによりまして、積立金残高は、5年度末といたしまして13億6,516万3,000円となります。前年度比の1億2,324万9,000円増となっております。既にご議決いただいております令和6年度当初予算で計上した分を差し引きますと、8億943万3,000円となります。

同じく2項徴税費、財源更正となります。

26ページに参りまして、同じく3項戸籍住民基本台帳費、財源更正となります。

同じく4項選挙費、財源更正となります。

3款民生費、1項社会福祉費、主なものは重度心身障害者医療費助成事業が495万円の減で事業費確定に伴う減となります。少し飛んで28ページまで進んでいただきたいのですが、28ページをお願いします。項の合計は736万1,000円の減となります。

同じく2項児童福祉費、29ページにまた飛びますが、一番上の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業125万円の減は、父母が住民税非課税である世帯へ児童1人当たり5万円の給付を行っておりますけれども、給付実績の確定に伴う減で123世帯、225人分の給付をしております。母子福祉医療費助成事業350万円の減は、妊産婦医療費助成の給付実績確定による減となります。項の合計は1,083万4,000円の減となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、30ページに参りまして、項の合計は237万8,000円の減となります。

同じく2項環境衛生費及び5款労働費、1項労働諸費は、財源更正となります。

6款農林水産業費、1項農業費、31ページに参りまして、項の合計は62万2,000円の減となります。

同じく2項林業費1万8,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費975万円の減、中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金は、事業費確定に伴う減となりますが、196事業者へ1,575万円の支援金の給付を行っております。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、財源更正となります。

32ページに参りまして、10款教育費、1 項の教育総務費から3 項の中学校費までは、財源更正となります。

同じく4 項社会教育費、こちら33ページに参りまして28万3,000円の減となります。

同じく5 項保健体育費、財源更正となります。

以上で報告第5号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 27ページの老人福祉総務事業の減、老人福祉総務事業の高齢者にやさしい住まいづくり推進事業補助金40万の減になっているのですけれども、ここ最近どうでしょう、これは県の事業なののですけれども、結構使われていたという印象があったのですけれども、ここ数年の詳細についてはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者にやさしい住まいづくり推進事業につきましては、介護保険による住宅改修をまず優先的に活用して、それで賄えない部分について活用するように進めております。昨年の実績につきましては、2件なののですけれども、介護保険の住宅改修につきましては、実績として39件ございますので、そちらのほうをまず中心に進めているというような形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 2件ということであったのですけれども、去年2件ということだったのですけれども、例年そのくらいで推移しているのでしょうか、そののところ、まず介護保険優先でやるのは分かるのですけれども、多分この県事業、40万上限だったと思うのですけれども、それ以上かかるのがなかったということによろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

例年予算上は4件分確保していますけれども、大体2件、3件ぐらいで推移しているところでございます。介護保険のほうで、そちらのほうは上限20万円の1割負担ということですが、まずそちらのほうで大方は間に合っているというような状況というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） さっき39件と言ったよね、総合、数。

○健康長寿課長（田口征寛君） 数は39件です。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私、何年か前に申請したのですけれども、当初4月か5月くらいでもうなくなっているという話で、もっと増やせという話を議会でしたところもあったと思うのです。そこら辺、もうちょっとPRというかが必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

以前ですと、予算の確保も事前に相談があった部分で予算確保を進めていたというようなこともございますので、議会のほうからそういうふうなご意見をいただきましたので、そこからある程度余裕を持って現在4件ということでしたところでございます。

PR方法につきましては、ホームページなどでもお知らせしておりましたが、例えば介護が必要な方、高齢者の方が必要なものでございますので、例えばケアマネジャーの会議などでもこういった事業の活用についてPRしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 28ページの児童福祉総務事業、児童館のほうの消耗品、これの内容についてお伺いしたいと思います。何が減になったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

児童館の消耗品の皆減につきましては、新型コロナ対応の消毒用の感染対策のものでございまして、実際既存の保管してあるマスクであるとか、消毒物品とかで活用しながら、5類に移行はしたわけでございますけれども、感染対策は徹底しながらも、あとは不用額として使わなかった部分として減額をするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第7 報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末をもって国庫支出金及び県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、4款県支出金の普通交付金を減額補正し、特別調整交付金及び県繰入金を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、2款保険給付費及び4款保険事業費を減額補正し、5款基金積

立金を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,293万円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正及び財源更正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順にご説明いたします。2、歳入。3款国庫支出金、1項国庫補助金、項の補正額7万7,000円の減となります。説明欄記載のとおり、国からの補助金が確定したことに伴い補助金を減額調整するものでございますが、特別の財政援助助成に係る災害等臨時特例補助金につきましては、特別調整交付金により措置されるため、皆減するものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、項の補正額127万2,000円の増となります。説明欄記載のとおりであります。普通交付金につきましては、歳出の保険給付費が見込みよりも少ないことに伴いまして、交付金を減額調整するものとなります。特別交付金につきましては、それぞれ増減がございしますが、県からの交付金が確定したことに伴い、増額調整するものとなります。この中で特別調整交付金の算定に当たり、令和5年度は過去2か年度該当しなかった東日本大震災被災地における医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に改めて該当したことによりまして、増額することとなります。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。1款総務費、4項趣旨普及費、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額2,011万円の減。

16ページをお開きいただきまして、2項高額療養費、項の補正額556万円の減。

17ページをお開きいただきまして、3項移送費、項の補正額3万1,000円の減。

4項出産育児諸費、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となり

ます。各種給付費につきましては、歳入でもご説明いたしましたとおり、予算見込みよりも少ない見込みであることに伴い、それぞれ減額等を行うものとなります。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

続きまして、4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額45万3,000円の減となります。こちらにつきましては、特定健康診査業務委託料等となりますが、予算額に対して決算見込額が少なくなりましたことから減額するものとなります。

続きまして、18ページをお開き願います。5款基金積立金、1項基金積立金、項の補正額2,734万9,000円の増となります。今回の補正によります基金積立て後の当該基金残高は1億9,991万1,000円となる見込みであります。

以上をもちまして、報告第6号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(廣田清実議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議がないようなので、一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番(赤丸秀雄議員) すみません、単純な質問です。16ページの高額療養費、減額になっていますが、これは減っているというか、病院にかかっている方が減っていたから減額になるという考えでよろしいのか。それから、高額医療というのは、ここ数年の動向はいかがでしょうか、それをお伺いします。

○議長(廣田清実議員) 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長(田口征寛君) お答えいたします。

減っているというよりも給付に対して不足が生じないように、前年度を参考にしながら多めに取っているというところがございます。

動向につきましては、やはり医療の高度化などもございまして、上昇というか、上がり傾向にあるところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第8 報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末をもって国庫支出金及び県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、3款国庫支出金の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金、5款県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費及び3款地域支援事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,024万1,000円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順にご説明いたします。2、歳入。3款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額29万円の減となります。国からの地域支援事業交付金が確定したことに伴い、減額調整するものとなります。

5款県支出金、2項県補助金、項の補正額205万4,000円の減となります。県補助金につきましては、県からの地域支援事業交付金の実績額が確定したことに伴い、交付金を減額調整するものとなります。説明欄記載のとおりではありますが、1目介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金につきましては、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費について、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、国からの地域支援事業交付金の確定と合わせまして、歳出の認知症総合支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業について実績確定に伴い減額調整するものとなります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額9万3,000円の減となります。保険料の精査に伴い、低所得者保険料軽減に係る一般会計繰入金を減額調整するものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、項の補正額9万3,000円の減となります。施設介護サービス給付費が予算見込みより少ないことに伴い減額するものでございますが、歳入でご説明いたしました低所得者保険料軽減繰入金との調整によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、項の補正額120万円の減となります。こちらにつきましては、第1号通所事業負担金の実績額確定により減額するものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業、項の補正額114万4,000円の減となります。認知症施策総合推進事業委託料の精算及び在宅医療・介護連携推進事業の実績に伴い減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第7号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。

お諮りいたします。歳入歳出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番(昆 秀一議員) 15ページの介護予防・生活支援サービス事業の減なのですけれども、第1号通所事業負担金が減になっているのですけれども、これは要は当初の予定より利用者が少なかったということによろしいのでしょうか。

○議長(廣田清実議員) 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長(田口征寛君) お答えいたします。

当初予算を策定したときに計画していた利用者数よりは少なくなっていることはございます。ただ、実際これを利用する方の要支援1、2であるとか、介護認定がついていなくても、包括支援センターによりますチェックリストでこの事業が必要な方を対象としておりますので、例えば要支援2の方であれば、通常の通所のデイとか、そういうところに通うことも可能というふうに判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) 昆秀一議員。

○15番(昆 秀一議員) 今年について誘った人がいるのですけれども、なかなか人数が制限があつてならないという、利用できないという人もいたのですけれども、今年になっては、去年と比べてやっぱりそういうのが多くなっているということなののでしょうか。

○議長(廣田清実議員) 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長(田口征寛君) お答えいたします。

利用者については、昨年度よりは、昨年度というか、年々増えているというような状況にはあるところでございます。現在この事業、町内で6事業所やっておりますし、町外の事業所でも実施しているところがございますので、そういった面について周知を図りながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) よろしいですね。

他に質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(廣田清実議員) 再開いたします。

日程第 9 報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第10 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第11 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第12 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第13 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第14 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第15 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第16 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

○議長(廣田清実議員) お諮りいたします。

日程第9、報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る
報告について、日程第10、報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専

決処分に係る報告について、日程第11、報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第12、報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第13、報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第14、報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第15、報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第16、報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、この報告8件については、自動車事故に係る専決処分の報告でありますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、報告第8号から日程第16、報告第15号までの報告8件につきましては、一括しての報告とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第8号から報告第15号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

報告第8号の自動車破損事故につきましては、矢巾町流通センター南一丁目地内の町道流通センター南一丁目12号線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車の左側後部バンパーを破損したものであります。

また、報告第9号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字北郡山第16地割地内の町道羽毛蓬田線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

また、報告第10号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字和味第1地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤ、ホイール及び左サイドシルを破損したものであります。

また、報告第11号から第14号までの自動車破損事故につきましては、矢巾町大字広宮沢第1地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したほか、第12号ではホイールを破損した

ものであります。

また、報告第15号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字和味第4地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合はそれぞれ、報告第8号は5割、第10号、第14号及び第15号は6割、それ以外の事故は7割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第8号は修理代金総額12万142円のうち6万71円、報告第9号は修理代金総額3万2,200円のうち2万2,540円、報告第10号は修理代金総額11万9,460円のうち7万1,676円、報告第11号は修理代金総額1万8,150円のうち1万2,705円、報告第12号は修理代金総額13万8,000円のうち9万6,600円、報告第13号は修理代金総額2万500円のうち1万4,350円、報告第14号は修理代金総額1万9,000円のうち1万1,400円、報告第15号は修理代金総額4万1,820円のうち2万5,092円となっております。

今回報告をさせていただきました8件につきましては、本年4月12日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。ただいまの報告8件については、一括して質疑を行いたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、それでは8件一括して質疑を受けます。それでは、質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、総体的なことを聞きます。今年暖冬だと思って、雪もなくていいなと思ったのですが、このように穴ぼこによる事故が、何かイメージとしては多発したと考えています。お聞きしたいのは、まず暖冬でも関係なく、そんなに穴ぼこが発生するのかわという部分をどのように捉えているかという部分と、今まで件数が、3件や何回かに分けて2件、3件という形で提示されたので、あまり印象がなかったのですが、矢巾町みたいにエリアが少ないと思われる部分でこのような件数が出るということは、よその市町村ではもっと出ているということなのではないでしょうか、その辺分かれれば教えていただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） まず1点目でございますが、本年度そのとおり暖冬ということで雪も少ないということで、私どものほうも事故が少なく推移するのではないかと最初期待しておったところなのですが、実際本年度の12月から1月にかけて日中と夜間の気温の差が、非常に寒暖差が激しくて、そのため凍結と融解を繰り返して想像をはるかに超える量の道路の破損が発生いたしました。これは、県内全域、国道、県道等も全て同じ状況でございます、非常に今回は道路に穴が多く空いたというふうに認識してございます。

2点目のほうでございますが、他市町村の状況ということで盛岡市さんからはちょっと情報交換しながらやっておったところですが、件数でいきますと、おおむね矢巾町の10倍ぐらいの件数が盛岡市では起きているというふうに伺ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 状況は分かりました。

もう一点聞きたいのは、今までだと私のイメージでは、保険の負担割合が修理費に対する5割というイメージでしたが、今の町長の説明では、何か負担割合が違っていたという部分、これというのは、やっぱり保険会社の交渉次第でしょうが、今回何か7割、8割という負担額もあるので、その辺というのは、我々から見れば、穴ぼこがどこに空いていようが、事故を起こした運転責任もあるので、5割、5割の負担のようなイメージを考えますが、今回はこういう形の負担割合が生じたというのは、何か理由があるのでしょうか、その辺分かればお願いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうから負担割合の考え方についてご説明申し上げます。

日中で晴れの場合は、基本ということで5割、5割。夜間により穴ぼこが見えない状況のときには6割、夜間で降雪によってさらに条件が悪くなる場合には7割というふうな形での負担割合で整理しているということを保険会社のほうから確認しています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） この事故の報告書を見ますと、11号から14号の報告のほうでは、15分

ぐらいごとに同じ日に起こっていますけれども、これは同じ場所ということによろしいでしょうか。

それから、今年は私も歩いていると、結構穴ぼこが多くて修理したりしているところがありますけれども、まだここ直っていないなという感じのところも結構ありますけれども、ちゃんどこ追いついているのかどうか、その補修状況。

そして、2月以降もひょっとして今審査中であるのではないかと思いますけれども、その点はどのようなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） まず1点目でございますが、11号から14号、そのとおり同じ現場でございます。今回ここに載っていない、あと1件この後のもございまして、こちらのほうの状況をご説明いたしますと、1月18日に午前中、私どものほうでパトロールをしまして現場に穴があるのを発見いたしまして修繕いたしました。翌日同じところを通りましたところ、埋めたものが全て出てしまって再度の修繕を行いました。土日を挟みまして、月曜日、この日もまた午前中にパトロールをしたのですが、また同じところがやっぱり取れてしまっておりまして、やはり西部開拓線、非常に大型車両の通行が多くて、大型車両で走られると、冬場はどうしても合材がくっつきづらいので、それがタイヤで取られてしまうというのがどうしてもあるようでございます。

23日の午前中のパトロールでは異常は見られませんでした。そして、夕方の17時15分から夜の8時までの間に5件連続して同じ現場で発生いたしました。その日は雪が降っておりまして、穴が雪で見えなくて、どうしてもそのまま乗用車がそこを通過してしまったというのが実際のところでございます。同日の8時過ぎに私どものほうで再度修繕をいたしましたが、もう私どものほうの処理では対応が間に合わないということで翌24日に業者を頼みまして、大きく修繕を行ったところでございます。

あと2点目でございますが、現在そのとおり町内非常に多くの箇所が傷んでおりまして、順次修繕を進めているところではございますが、まだそのとおり追いついていないところがございます。大きくやはり大事故につながりそうなところから先にやらせていただいておりますので、順次対応させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今多数破損箇所があるということをお聞きしたのですけれども、たしか矢巾のアプリやはナビ！でもそういった写真を撮って報告するということができることになっていまして、担当課でパトロールする分は、直したらそのままでもいいと思うのですけれども、例えばアプリから報告があった部分というのは、しっかり担当課につながるようになっていのか。そして、上がった人に報告というか、お返しという部分はやっているのかという点と、あと担当課で発見する分と上がってくる分は、今どういうふうな割合になっているのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） それでは、アプリで連絡を受けてからの対応ということについてお答えいたします。

これまでに2件ほど連絡が来ておりまして、その現場のほうは確認させていただいておりますが、どちらかといいますと、やはり大きな穴とかは車で走行中なので、その現場を車を止めて写真を撮ってくださるというのは、今のところはなくて、どちらかといいますと、住宅地等にあるような穴のご連絡をいただくということが今のところは多いのかなと思ってございます。

今後それをどのように通行量の多い道路のほうに拡大していくかというのは、今後の課題というように捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 岩淵副町長。

○副町長（岩淵和弘君） 穴ぼこの対策について私のほうからちょっと補足させていただきませんが、先ほど道路住宅課長も矢巾町のほかに盛岡市のほうに……

○議長（廣田清実議員） ちょっともう少しマイクを上げて。

○副町長（岩淵和弘君） 矢巾町よりも盛岡市は増えているという説明をいたしました。今これについては、国土交通省のほうでも、要は地球温暖化により非常に今穴ぼこが寒冷地においては顕在化してきているということで、非常に問題視しておりまして、このメカニズムについて具体的な検討をこれから進めていくということが今年の1月にマスコミ報道されました。

我々のほうでも今までは、地域住民からと、もちろんパトロールもしますけれども、地域住民から、あとさらに12月からやはナビ！を活用した情報を素早くいただくというふうな取

組はしているわけですが、このような形で穴ぼこもすぐに発生しやすい状況にありますので、我々としてももっと今まで以上にパトロールを自ら強化して、早期に発見して早期に対応するという事は、非常にこれから重要だというふうに思っています。

今回のこういった穴ぼこの発生が確認されてから、業者委託の穴ぼこ補修の対応も例年よりも時期を早めて今対応しているところですが、これからもこういった状況は続いてきますので、国とか県のほうでも道路維持管理パトロール等もやっておりますので、そういったところも参考としながら、道路維持管理体制の強化をこれから図ってまいりたいということで考えておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ちょっと素朴な質問なのですが、穴があったときに補修しているということなのですが、ちょっと個人的な感想になるのですが、毎回確かに同じところ補修された後に穴が空いているという感じなのですが、簡易的な感じに直しているのです。それは、いずれちゃんと道路舗装工事みたいなもので直すのですか、それともそのままずっといつまでも簡易的な補修でつないでいくのか。何か、簡易的な補修でずっとつないでいくと、ずっと同じことになって、その直すのにもやっぱり費用がかかって、そっちのほうがお金がかかってしまうのではないのかなというちょっと個人的な思いがあるので、いずれどうするのか、ちょっと伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

いわゆるポットホールと言われる、そこまで大きな穴でないものは直営、私たち職員が直接直しております。そうしますと、要は材料代だけで済みますので、費用は非常に安価で済むわけでございます。発注している修繕というのは、それらが何か所も連続してできたり、明らかに車両の走行にとって危険があるよというところについては、オーバーレイもしくはパッチングと言いまして、大きな範囲で修繕する工事のほうを発注して直してございます。それらのバランスにつきましては、応急処置につきましては職員が対応していると。やはり安全性が確保されないというところについては、業者に発注するという形で2つに分けて対応してございますので、全てが業者発注というわけでもございませんし、状況に合わせた対応というところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） いずれ西部開拓線につきましては、大分路面の損傷度が大きいものですから、抜本的な舗装についてもこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 議会にも関係するのですけれども、西部開拓線は、紫波町と矢巾町と盛岡市が関わっているのので、県道昇格を皆さんのお力も借りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。どうもあそこだけはどうにもならないという部分なので、他に質疑ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 単純な質問であれなのですけれども、埋めてもまたすぐ駄目になって、それを繰り返して5件発生したようですが、そういう素材を使うよりは、例えば砂利をそこに入れるだけでもちょっと違うのではないかなと単純に思うのですけれども、そういうことはあり得ないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えさせていただきますが、表面がアスファルト合材になっていますので、やっぱりくっ付きのいいもので補修しないと、砂利を入れたからといって、すぐそれで解消されるというものではございませんので、それはちょっと難しい話だというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） そちら辺は、ここでもむことではなくて任せることなので、今後ともないように、議会でやれることはやっぱり町道を県道昇格に上げるという部分がきつと大事なことだと思っておりますので、よろしくお願いたします。

その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑なしと認めます。

以上で報告第8号から報告第15号までの8件の報告を終わります。

日程第17 議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第17、議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業並びに低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業を新設補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,689万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億649万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。9ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについてご説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金2億円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億円は、令和6年度に行われる個人住民税定額減税において、減税前の住民税の金額が定額減税分を下回る方を対象に、その差額分を給付対象とするものですが、予想される歳出分、これが大変算出が難しく、歳入割れとならない推計分として今回2億円を歳入計上するものです。補助率は10分の10の見込みとなっております。

18款繰入金、2項基金繰入金8,189万5,000円、財政調整基金繰入金の増8,189万5,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は7億2,753万8,000円となります。前年同期比では2,400万円ほどプラスするような形となっております。

20款諸収入、4項受託事業収入3,500万円、土砂撤去等に係る受託事業収入3,500万円は、県営工事に係る土砂の運搬撤去を本町が主体となって行いますが、県の委託を受ける形で歳入を計上するものです。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについてご説明をさせていただきます。

歳出。2款総務費、1項総務管理費3,716万2,000円、主なもののうち合併70周年記念事業の増187万円ですが、テレビ局に70周年記念番組の制作を依頼するもので、1年間かけて映像を撮りためる必要があることから今回計上しているものです。財産管理事業の増3,500万円は、歳入でもありました県営工事に係る土砂を県から委託を受ける形で運搬等を行うものです。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業2,942万8,000円は、昨年度ありました住民税非課税世帯への10万円給付及び18歳未満の子どもがいる場合に、1人につき5万円の加算という給付に、今年度新たに令和6年度分個人住民税が非課税の方だけで構成される世帯、見込みとして290世帯ですが、こちらに10万円。令和6年度の個人住民税の均等割だけが課税される方だけで構成された世帯、こちらは80世帯の見込みですが、10万円。これらの世帯に18歳未満の子どもがいる場合、1人につき5万円、約50人を見込んでいますが、それぞれ給付を行うためのものです。

14ページに参りまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）給付事業2億4,559万2,000円ですが、歳入でも説明しました個人住民税減税前の額が定額減税額に満たない方を対象に、その差額相当分を個人に対して給付を行うものです。項の合計は2億7,502万円となっております。

5款労働費、1項労働諸費86万5,000円、矢巾勤労者共同福祉センター指定管理料86万5,000円は、4月2日の地震に伴い空調に修繕が必要になったものです。協定により30万円以上の修繕については、町で追加予算とすることとしております。

8款土木費、2項道路橋梁費10万円、15ページに参りまして、10款教育費、2項小学校費374万8,000円、教職員用の指導書の不足分に対応するための費用となります。

以上で議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 13ページの合併70周年記念事業の番組制作なのですけれども、これはどこの放送局に委託しようと予定なのか。あと番組はいつ放送されるのかについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） こちらテレビ局の予定は、岩手朝日テレビを予定してございます。といいますのも、岩手朝日テレビのほうでここ数年、非常に矢巾町を特集していただくような形で支援していただいております。今回は岩手朝日テレビが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

また、放送に関しまして、一応30分の番組を予定して、まず1つつくっていただくことと、あとは10分ほどのダイジェスト版をつくっていただく方向で考えております。こちらは、まず30分番組は3月の合併70周年前後に、そして10分のダイジェスト版につきましては、記念式典の際に、田園ホールの方で放送を考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 13ページの財産管理費3,500万円ということで県補助をいただくことになったということになってはいますが、この件ですけれども、正規のちゃんと契約を交わす流れを取ったのかどうか。あとこの間お話ししましたが、産業廃棄物の判断ということで建設副産物と特化物の判断、検査はきちとなされたかどうか、ここをちょっと確認したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

県の受託事業ということで歳入、それから歳出工事費をお願いしてございます。この議会におきまして議決をいただきましたならば、速やかに工事の受付に入りたいというふうに考えてございますので、工事に係る受付関係は、これからということになります。

それから、県の受託費の歳入につきましては、令和6年3月22日に県との協定を結んでおりますので、それに基づきまして、負担金という形で県に対して切符を切ります。それで、

歳入をいただくという形になっているということで、手続関係につきましてはこれからの手続ということになります。

それから、産業廃棄物、工事をする上で、万が一、そのようなものがあるというふうに確認された場合については、県との協定の中でも即刻その工事は中止するというふうに明記をさせていただきます。仮に産業廃棄物が入っている場合は、もうこれは法的な対応、要するに刑事事件にもなりかねない事件でございますので、そこら辺は工事監督者、それから我々執行する町として、しっかりと現場を確認しながら対応するというところで協定にもしっかりとうたい込んでございますので、そのとおりにしっかりと対応させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今回の土砂の撤去についての確認です。ちょっと聞き取れなかったけれども、説明があったと思いますが、これの今後の予定、特に工事等がいつ頃から始まって、いつ頃終わる予定なのか、もし把握できていれば教えていただきたいと思います。

それから、もう一点は、14ページの低所得者支援の部分のところですが、今回資料等で提示されている件数、ある程度把握されているようですが、個々に確認はするのでしょうか、この方たちの例えば口座管理とかはきちっとなっているのか、もしくはマイナンバー登録されている方が優先的に早く支援していくのか、その辺はどのような考えなのか伺いたと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 工事の関係からご説明、お答えさせていただきます。

まず、工事の関係ですが、速やかに議会後施工伺いから始まりますので、5月の頭には現場での工事に入っていきたいというふうに考えてございます。できれば、5月の初めに審査委員会をしまして、5月下旬に契約をしまして、5月中には入りたいということでございます。

工事の基本的に竣工、最終的な仕上がりについては、6月末を目指しております。といたしますのも、煙山ダムの土砂を堆積させられた場所については、本年10月のいわての森林（もり）の感謝祭の場所にもなりますので、やはりここはしっかりと片づけてしっかりと対応を

しなければならないということと、水辺の里の奥に置かれている土砂につきましても、やはり水辺の里の再生あるいは煙山西部地区の新たな活性化のための場所としたいという町は考えでありますので、速やかに撤去を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 質問にお答えさせていただきます。

対象者につきましては、前年度の申告に基づいて税務課との情報提供によりまして、対象者に対してこちらのほうから通知する形となっております。

なお、口座につきましては、マイナンバー等で口座を把握している方には、通知を出した上でこちらのほうからプッシュ型というか振り込みますし、口座が把握できていない方につきましては、返送していただいて口座を確認して、そちらのほうに振り込むという形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） マイナンバーカードの取組強化を図っているわけですから、国として、ぜひ町もこういう機会を捉えてつくっていただくような誘導をしてもらうような形で取り組んでいただきたいという部分でありますので、そこも併せて検討願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 答弁のほうはよろしいですね。マイナンバーカードもこの機会によって早く、プッシュ型になるということで、そういう部分もやって促進を図るということではよろしいですか。

他に。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 土砂の搬出についてなのですけれども、その搬出先、場所をどこを予定しているのか教えていただければ。

○議長（廣田清実議員） この前全協で説明した、ヒマワリ畑の、いいけれども、もう一回。田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

当初は、総合グラウンドの煙山ダムの土砂のしゅんせつ場所に上乘せということで考えておりましたが、やはり将来的に危険もあるということも鑑みまして、全協でもご説明しましたとおり、ヒマワリ畑の北側の用地のほうに、ちょっと想定ではありますけれども、丘陵地

帯のように土を盛り上げていきまして、将来的には花畑などをだんだんにできるようにするよう考えてございますし、冬は丘陵を利用して、例えば子どもたちがそりなどで遊べるような場所にもしていきたいというふうに工夫してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 全協でも説明した部分なので、よろしくをお願いします。

他に質疑ありませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私も土砂のことについてお伺いをいたします。全協では秘密会議になっておりましたが、今回はここではもう……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。その確認は、2号、3号の部分は、今回の予算のところでやっていますけれども、1号の部分はまだ秘密会議がかかっています。なぜかという、まだ調査中ですので、そこはご配慮願いながら質問をお願いします。

○8番（小川文子議員） 分かりました。2号、3号についてお伺いをいたします。

もともとこれが生じた発端が全協で説明されましたけれども、当時の担当課長が町長の決裁を経ずに県とのやり取りの中で文書が、何か正式な文書がない状態で土砂を受け入れたということで、県が土砂を撤去する費用を負担するというので今回の補正が生じたわけでありまして、1点目としては、大規模な搬入については、和味の山の林間地には以前ありました、かなり大規模な部分が。それについては、取付道路が1,000万ということで議会の承認も必要だったために、それは議会としても認識をいたしました。そして、今回の分について、町長が決裁がなかったということなのですが、町長の決裁の範囲というものがどの程度のものまで決裁の範囲になるのかどうか、そこをまず1点目お伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず普通財産、行政財産の使用許可については、許可権限者は町長になってございます。ですので、この場所につきましては、普通財産という扱いですので、許可権限者は矢巾町長、町長の決裁がなければ認められないということになります。それにつながっておりますけれども、使用料を減免あるいは免除するというような、その判断についても許可権限者は矢巾町長ということですので、町長の決裁は必要になるということで、基本的には職員が勝手に決められることはないですので、しっかり伺い、それから決裁を取った判断をいただくという形になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 量に関係なく、それらの町有するものは町長の決裁が必要だと分かりました。

次に、私どもも議員会派として視察をしてまいりましたけれども、煙山ダムの下のところは、あそこはちょっとした広場になって草地になっておりまして、以前は子どもたちが遊べるような場所になっておりましたが、あそこに土砂がまず搬入された経緯の中で、そこに道路ができておりましたけれども、この道路を造ったときの経費というのは、いつ頃の予算で行われたのか、そこをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ダムの下のところは、もともと道路があったし、あそこゴルフ協会さんに……

○8番（小川文子議員） 担当課に直接私が聞きたいのです。

○議長（廣田清実議員） もともと道路はあったところだよ、あそこ。造ってもいないし、だから結局トラックで搬入できたのです。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それがいつなのかをお伺いしたいのです。以前は、あそこに草地になっていました、草地というか、芝生というか、そこが今は完全、全部道路になっておりますから、どこかの時点であそこを地ならしをする必要があったと思うのですが、それがいつだったかを知りたいのでございます。

○議長（廣田清実議員） 土砂がそこに来た時期を知りたいということですか。あそこはもともと道路はあったところですよ。もう少し詳しく、分かりやすく、今答えられない、これでは。

○8番（小川文子議員） ダムがありまして、ダムの直下は芝生みたいになっていて、そこはみんなが遊べるような空間になっていたのをご存じですか。そして、その土砂は芝生の左側のほうに積まれておりました。左、失礼、北側と言ったほうがいいかな、積まれておりましたけれども、あそこが芝生のままでは車、大型ダンプカーが入られる状況ではないと思ったのです。なので、あそこを少し、それこそいじって土を踏み固めないで大型ダンプは入れないと思うのですが、それをいつやったのかを私は今聞いているのでございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、あそこは安庭線が通っておりますので、いわゆる、そうでなければダムのほうから東側に来たあれですが、今土砂が搬入された場所は、ダ

ムのほうからあれすると右側のところなのです。そこは何も、だから道路もないところ、い
ずれそこに土砂搬入。

それから、これは道路ではないし、あそこは南昌自然公園の自然公園の場所にもなっている
のです。だから、そういった道路も何もないところにいわゆる不適切な事案があったとい
うことで、あとは西部地域活性化の中でも水辺の里、ここも皆さんご存じの、そういうと
ころに不適切に土砂が搬入されたということで、道路がある、ないにかかわらず搬入された
ということが事実でありますので、そのこのところ。

あそのこのいわゆるダム側からあれして安庭線の右側のところには、道路という町道の認定
しているものは何もございませんから、草地というか芝生は一部あります、それは確かに。
ただ、ああいうところに土砂が置かれたということ自体が大変なことで、まさに不適切な事
案になるわけでございます。だから、道路がある、ないにかかわらず、そういうことの行為
がなされたということは許されないことなので、そのこのところはご理解をしていただきたい
と思います。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 見たところ、ちょうど県からの大規模なものを和味の林野に受け入
れたところも見ましたが、そこにもヨモギとクローバーが生えておりましたし、こっ
ちのダムのほうも、それからマレットのほうにも生えていましたけれども……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。ちょっと整理しましょう。和味のほうは、
県のほうの土砂を受け入れるということで、これはなのですけれども、今回の場合は、土砂
を投げてはいけないところに県のほうでも認めて投げたので撤去するという補正予算なので、
そこを勘違いすると話がややこしくなりますので、和味のほうは議会でも認めたのではな
く、議会でも道路の分は認めましたけれども、あそこは正式的に県のほうから要請があつて
土砂を一時預かりさせてくれという部分だったのと、今回の補正予算は県と矢巾町のほうで
合意がないままに投棄された部分を県のほうが認めて補正予算で撤去するということなので、
この事案は2つ分けて考えてもらわないと、今言っている話は、そのこの補正予算に関する部
分は撤去するということの補正予算なので、そこに関して質疑をお願いします。

○8番（小川文子議員） 最後まで聞いていただきたいのですけれども、そこはヨモギとク
ローバーが生えていて……

○議長（廣田清実議員） ですから、そこではなくて……

○8番（小川文子議員） いやいやいや、最後まで聞いてから言ってください。

そして、煙山ダムのところにはまだ全草が生えていない、新しい部分があるのです。それがいつ搬入されたかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっとあれですが、小川文子議員のおっしゃっていること、まずひとつ恐らく入り口のところに、あれは煙山ダムのしゅんせつしたものを一時置いていたことはありますので、それとその奥、東側の奥なのです、不適切事案のところは。だから、恐らく堰堤の補強工事をやったりなんかしたときの土砂の一時ストックにしたところは確かにありましたので、それと今回の事案は別ですから、そこは一緒にしないようお願いしたいということです。分かりますか、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） あまりにも土砂の素性が違っていたものですから、そこを確認をしたかったのでございます。

最後になりますけれども、この3,500万という県の、これも県にしてみれば大変な税金を使ったわけですが、この積算根拠といいますか、なぜ3,500万という数字になったかについての根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、撤去すべき土砂の総量が約1万3,000立米でございます。この部分について、まず撤去するための事業費、それから移動費を考えますと、当初は盛岡市の黒川あるいは北上市のほうの最終処分場のほうを計算しました。盛岡市のほうの黒川ですと約9,000万、それから北上に行きますと1億を超えるというような事業費になるということで、町内の適切な近場の町有地にもし置けるということであれば、現場での事業費と、それから運搬費用がかなり安価に抑えられるだろうということで設計いたしました。その中で3,500万でまずはしっかりと対応できるだろうということで町のほうで設計をさせていただいたという状況でございます。この部分でしっかりと対応させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 13ページの民生費、社会福祉総務費のところの一番上の住民税非課

税世帯等物価高騰対策給付金給付事業のことについてですが、住民税非課税世帯を何件ぐらいあるのかということと、次のページ、14ページの同じく民生費の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業のことについてなのですが、低所得者の、よければですけども、何件ぐらい、何世帯ぐらいあるかということと。

定額減税というのは、たしか私調べたのでは2024年からということなので、それが前年度の給付金になっているのは、この辺のところよく分からないので、教えていただきたいなと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

資料提供というか、こちらのほうで概要についてお知らせしておりましたが、大体非課税世帯に対しては290世帯を見込んでおります。これにつきましても、令和6年度の申告がまだ確定しておりませんので、何人というのは出せないのですけれども、今まで、令和3年度、令和4年度の状況を見ながら、大体このぐらいが該当するのではないかとということで概算の数字で計上させていただいております。

同じく減税のほうも、こちら令和6年度の課税分がまだ確定していないということで、以前の令和5年度の所得税の状況等を鑑みて6,000世帯ということで見込んでおります。

この減税につきましては、令和6年度の課税を対象ということで対象者を確定しておりますので、6年度分の減税という形になります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） さっきの土砂の件なのですけれども、私、9ページの歳入のところで質問させていただきたいと思います。

この土砂の件で、県のほうから3,500万円を支出してもらってやったことなのですけれども、やっぱり県の支出といっても、元をたどれば私たちの税金であります。そもそもの、さっき町長の答弁にもありましたとおり、不適切事案ということでの処理ということになったわけなのですけれども、そもそものそういう不適切なことを起こさないような雰囲気では多分済まされなと思うのです。仕組みというか、そういうのをより一層強化していくきっかけにしないといけないなというふうに考えております。

そこにはやっぱりガバナンス能力というのですか、トップダウンの統治能力と、あとは地場で回る、県と絡むことなので、そこは行政一体となった監視とか、第三者委員会の管理体制とかが必要になってくると思うのですけれども、起きてしまったことはしょうがないにして、これを次に絶対残さないような取組として、どのような体制を取っていくのかをちょっとここを確認させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まず、基本的に今回の不適切事案は、職員であれば、やってはならないということは当然分かっている自明の理なのです。南昌自然公園とか、それからあともう一つは、いわゆる水辺の里、あそこにもまず国の事業を入れてやったところなので、だからまず私ども職員一人一人が、やはりそういうことをしっかり理解して、これからも事務事業を進めていくと。

特にも私お願いしたいのは、綱紀の保持は、こういう不祥事が起きてからではなく常日頃、この間全員協議会でもお話しさせていただいたのですが、当時の担当課長が全協でおわびしたことに尽きるのですが、本当にやってはならないことをやってしまったということで、だから今後そういったことで、やはり私ども今後そういった、もうある意味では、このことを契機にもう一度こういうことをやっては駄目だということを徹底していきたいということで、もう二度とこういうことがあってはならない。私もだから前回マレットゴルフ場のことでもあれなのですが、そのときに実はこういうことがあったということをお話ししていただければ、だから今回は本当に私も残念なことで情けないと思っておりますが、ただトップとしては、当然今後こういう不祥事が二度と起きないような対策をしっかり講じていきたいということで、あとは職員一人一人が自覚と責任、これをもって対応すれば、こういうことが起こらないわけですので、そういうことも踏まえながら、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第57号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和6年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 0時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員